

所管部課名	農政課	担当者	森重 真					
事業費名称	新規就農確保事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱 新規就農支援金補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和3年度 予算額	3,000 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	3,000 千円	千円				
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	各年の新規就農者の数			4		令和8年度		
成果指標②	新規就農者の各作物部会等の加入状況			新規就農者の加入数		令和8年度		
補助対象者	薩摩川内市農業公社研修生で、青年就農給付金事業（準備型）給付金の給付が出来ないもの							
補助対象経費	研修期間中の生活費及び農業経営等に係る資金							
補助対象事業・活動の内容	薩摩川内市農業公社研修事業を受講する者に対して交付する。 又は認定新規就農者に対して農業経営等に係る資金に対して交付する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	薩摩川内市農業公社研修生に対して、125千円/月（夫婦の場合は187.5千円） 認定新規就農者に対して、年額150万円以内を交付							
上記項目の積算方法								
補助を受ける 過去3カ年の事業 決算状況等の	収入	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		自己負担	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,137,000	100.0%	2,079,000	100.0%	2,875,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,137,000	100.0%	2,079,000	100.0%	2,875,000	100.0%
	支出	農業機械・施設等	1,137,000	100.0%	2,079,000	100.0%	2,875,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
		計	1,137,000	100.0%	2,079,000	100.0%	2,875,000	100.0%
	支出計/前年度支出計			182.8%		138.3%		
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%		
	交付件数	2		2		3		
	成果指標の推移①	7		1		7		
	成果指標の推移②	6		1		7		
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続 【前回評価への回答】前回評価時のまま継続している 【事業のPR方法】新規就農希望者の状況確認を踏まえ、必要に応じて紹介している。 【費用対効果】新規就農者が初期投資等の軽減を図ることによる支援効果がある。 【補助事業以外の事業】なし 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	少子・高齢化が進む中、農業従事者も減少していることから地域農業の担い手の確保・育成を図ることで、農村地域の活性化及び農産物の安定供給により市民生活に大きく貢献する。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	担い手農家の確保には、安定した農業経営を目指す必要があるが、農業技術が未熟で初期投資が必要な就農開始後5年間は、永続的な農業経営が行えるように支援を行う必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	他産業並みの所得を目指す「認定農業者」を確保するためには、将来の担い手農家の確保・育成が必要であり、支援対象となる農家を、今後の担い手農家へ誘導していくためには、経営の安定化が必要不可欠であり、過去の新規就農者の実績である年平均7名から少なくとも年4名の新規就農者の確保する必要があり、本市が勧める作物等の生産者団体への加入が必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	対象者は将来の地域担い手となり、農村地域の活性化に大きく寄与すると考えられていることから行政が支援する必要がある。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	国も同様な内容の支援を行っているが、本市の就農状況を踏まえ、年齢要件を緩和した中で将来の担い手農家の更なる促進を図っていることから妥当であると考えられる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	交付額の算定については、国の算定基準を準用していることから妥当であると考えている。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 農家の減少や高齢化など担い手不足が早急の課題となっており、優れた担い手の育成及び確保は農業の発展だけでなく地域社会の活性化を図る上で重要な課題となっている。 ≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 引き続き、新規就農者の確保とともに優れた担い手農家の育成に努めるため、本事業を有効活用しながら支援を継続していく必要がある。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 ≪まとめ≫

## 新規就農支援金補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる新規就農支援金補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の要件)

第2条 補助金に係る補助事業者等は、次の各号に定める要件を満たす者であつて、市税等の滞納がない者とする。

- 2 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力する者であること。
- 3 就農前の研修者については、薩摩川内市農業公社が実施する研修事業を受講する者又は、薩摩川内市農業公社研修生として鹿児島県農業開発総合センターにおいて研修を受講する者であること。
- 4 新規就農者については、市の審査会において認定新規就農者又は薩摩川内市認定新規就農者に認定された者であること。
- 5 本市に住所を有する者であること。ただし、鹿児島県農業開発総合センターにおいて研修を受講する者はこの限りでない。
- 6 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者であること。

(補助金の額及び交付期間)

第3条 補助金の額は、就農前の研修者について、農業経営に関する主宰権を有している者は、交付期間1年につき150万円とする。

- 2 就農前の研修者について、主宰権を有していない者は、交付期間1年につき75万円とする。
- 3 新規就農者については、経営開始1年目から3年目は、交付期間1年につき150万円を交付し、4年目から5年目は、交付期間1年につき120万円を交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、申請する補助金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2)誓約書（様式第1号）
- (3)前各号に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる書類

(交付の基準)

第5条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1)当該申請者が第2条の要件を満たさない場合

(2)前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと思えられる場合

(補助金の支払い)

第6条 補助金の補助事業者等への支払いは、実施月報（様式第~~5~~-2号）の報告に基づき行うものとする。

2 市長は、補助事業者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を停止するものとする。

(1)研修期間中に休学又は退学した場合

(2)就農後に休業又は離農した場合

(3)当該補助事業者等が第2条の要件を満たさなくなった場合

(異動事項の届出)

第7条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、異動に関する届出書（様式第3号）を、速やかに市長に届出なければならない。

(1)研修期間中に休学、退学又は就農後に休業、離農した場合

(2)補助事業者等又は連帯保証人の氏名又は住所に異動があった場合

(3)前2号に掲げるもののほか、重要な事項に異動があった場合

(実績報告書)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1)交付期間中の月別活動実績（研修内容・農作業内容）に関する書類

(2)前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1)本市の新規就農者の数

(2)本市の新規就農者の各作物部会等の加入状況

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。